

佐倉市地域公共交通総合連携計画の策定に係る
意見公募について

平成 2 2 年 2 月

佐倉市

1 佐倉市地域公共交通総合連携計画（素案）について

（１）地域公共交通活性化及び再生に関する法律とは

近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、制定された法律です。

（２）地域公共交通総合連携計画とは

地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）とは、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画のことであり、市町村が単独、又は共同して作成することができます。

（地域公共交通活性化及び再生に関する法律第5条第1項）

（３）地域公共交通活性化協議会とは

地域公共交通活性化協議会（以下「法定協議会」という。）は、連携計画を作成しようとする市町村が、その実務（計画作成のための協議や、計画に基づく事業実施に係る連絡調整など）を行うために組織することができる協議会のことです。（地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項）

佐倉市においても、平成22年6月19日に、この協議会を設立し、連携計画策定作業を進めてまいりました。

（４）地域公共交通活性化・再生総合事業とは

上述の連携計画の策定作業や、連携計画に基づく事業実施にあたって、国が活性化協議会へ補助金を交付する支援制度です。

連携計画策定費に対しては、定額（上限2,000万円）連携計画に基づく事業実施にあたっては、事業費の1/2（予算の範囲内において）を最大3年間にわたり支援する制度です。

2 佐倉市地域公共交通総合連携計画（素案）の概要

（１）計画の概要（P. 1～P. 4）

本計画策定の背景や目的、法定協議会の開催経緯、計画の位置付け、計画策定の流れなどについて記載しています。

（２）地域公共交通の現状（P. 5～P. 13）

地域概況を把握するため、人口、高齢化率、市街化調整区域面積や学校、医療機関の分布状況を記載しています。また、市内全域の公共交通の現状、南部地域、志津北部地区の路線バスの現状として、補助金対象路線の利用状況、路線廃止距離数などを掲載しています。これらの結果から、整備優先地域として、和田・弥富地区を一体とした「南部地域」と「志津北部地区」を選定しました。

（３）移動実態（P. 14～P. 20）

移動実態を把握するために実施した、アンケート調査結果を記載しています。

（４）住民ワークショップ（P. 21～P. 22）


住民が中心となって自分たちの公共交通を考えるきっかけ作りとして開催した、ワークショップの開催状況を掲載しています。住民アンケートだけでは拾えなかった、住民の率直な意見を収集することができました。

（５）地区の課題と対応（P. 23～P. 26）

基礎情報の収集や、アンケート調査、住民ワークショップなどを整理した結果、そこから見えてきた地区の課題とその対応が記載されています。

（６）地域公共交通総合連携計画（P. 27～P. 38）

今後3年間に渡り実施していく、連携計画の基本方針、目標、事業内容、スケジュールが記載されています。なお、主な事業内容以下のとおりです。



デマンド交通の実証運行
路線バスの再編
乗換拠点の整備
住民主体の「地域公共交通を考える会」の設立
公共交通の利用促進

3 佐倉市地域公共交通総合連携計画の策定に係る意見公募について

佐倉市地域公共交通総合連携計画（素案）について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

いただいたご意見は、計画の策定において参考とさせていただきます。

この手続きは、案件に対する具体的なご意見を募集するものであり、計画そのものの賛否を問うものではありません。

意見を提出された方の住所、氏名等は公表いたしません。

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。なお、個々のご意見に対して直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) ご意見の提出ができる方

市内に在住、在勤、在学している方

上記の方が主体となって構成している団体（市民団体）

市内に事務所または事業所を有する法人

(2) ご意見の提出方法について

意見書の様式 ・様式は問いませんが、「佐倉市地域公共交通総合連携計画（素案）に関する意見書」をご利用いただくと便利です。

記載事項 ・案件名
・住所及び氏名（個人の場合）
所在地、団体名称及び代表者氏名（法人又は団体の場合）
・意見

締切 ・平成22年3月2日（火）

提出方法 ・郵送（3月2日の消印有効）FAX, 電子メールにより、下記の提出先までお送りいただくか、直接、交通防災課窓口（土日祝日を除く）にご持参ください。

(3) ご意見の提出先 / お問合せ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市 市民部 交通防災課

電話 043-484-6130（直通）

ファックス 043-486-2502

電子メール kotsubosai@city.sakura.lg.jp